

資料 2

設置者と指定管理者のリスク分担表

項 目	内 容	市	指 定 管 理 者
募集要項リスク	募集要項等、市が作成した書類に関するもの	○	
	申請書等、指定管理者が作成した書類に関するもの		○
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可等の変更等に係るもの（当管理業務に影響を及ぼすもの）	○	
税制変更リスク	税制変更によるもの		協議
物価・金利等変動リスク	急激なインフレ、デフレ、原油価格の変動等コスト増減にともなうもの		協議
政治リスク	首長の交代、政策方針の転換、市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更、コスト増大によるもの	○	
	管理運営期間中の市議会における予算執行停止等によるもの	○	
個人情報漏洩リスク	市の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	指定管理者として構すべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○
支払遅延リスク	市から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金などの発生		○
瑕疵・不履行リスク	協定書で定めるサービスのレベル、或いは成果が下がった場合		○
	市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	指定管理者の事業放棄、経営破たんによるもの		○
施設維持管理リスク	施設構造に起因するもの	○	
	経年劣化による施設・設備の損傷	○	
	第三者の行為から生じたもの	○	
	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
管理運営計画リスク	管理運営の実施計画の不備等（入場者数見積り等の誤り等）に関するもの		○

項目	内容	市	指定 管理者
不可抗力リスク	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるもの	○	
警備リスク	指定管理者の警備不備によるもの		○
	上記以外のもの	○	
自主事業リスク	自主事業の運営に関するもの		○
地域・利用者リスク	周辺住民との協調に関するもの		○
	施設設置、管理業務内容に対する施設利用者からの反対、訴訟、要望に関するもの	○	
	管理業務に関し施設利用者への対応に関するもの		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰する事由のもの		○
	上記以外のもの	○	
指定期間終了時リスク	指定管理者の指定期間終了した場合、または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○
その他	市の責めに帰すべき事由のもの	○	
	指定管理者の責めに帰すべき事由のもの		○